

第五十一回国 参議院 地方行政委員会 會議録第十三号

昭和四十一年三月二十九日(火曜日)
午後二時三十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 林田 正治君
理事 小林 武治君
加瀬 完君
原田 立君

委員

小柳 牧衛君
高橋文五郎君
津島 文治君
天坊 裕彦君
占部 秀男君
鈴木 壽君
林 虎雄君
松澤 兼人君
松本 賢一君

衆議院議員

修正案提出者 渡海元三郎君
修正案提出者 細谷 治嘉君
修正案提出者 門司 亮君
国務大臣 自治 大臣 永山 忠則君

政府委員

自治大臣官房長 松島 五郎君
自治省財政局長 柴田 護君
自治省税務局長 細郷 道一君

事務局側

常任委員会専門員 鈴木 武君
自治省税務局固定資産税課長 森岡 敏君

本日の會議に付した案件
○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(林田正治君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。
地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案は、衆議院において修正議決されておりますので、まず、修正部分について説明を聴取いたします。衆議院議員渡海元三郎君。

○衆議院議員(渡海元三郎君) ただいま議題となっております地方税法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正の趣旨及びその内容について御説明申し上げます。

御承知のとおり、政府案における今回の土地に対する固定資産税の負担調整措置は、漸増方式によつて新評価額に移行しようとするものでありますが、この際、零細な固定資産の所有者の負担を免除するとともに、納税事務の煩瑣を排除するため、固定資産税の免税点を引き上げることとしたのであります。

なお、上水道事業等に使用する電気に対する電気ガス税については、第四十八回国会における両院の附帯決議の趣旨にもかんがみ、かつ、水道料金のコスト引き下げに資するため、これを非課税とする措置をこの際、あわせて講ずることとしたのであります。

以上が本法案について修正を行なった趣旨であります。

次に、修正のおもな内容について御説明いたします。その一は、固定資産税の免税点を引き上げたこととあります。すなわち、土地に対する免税点は、政府案におきましては、三万円に引き上げ

られておりますが、これをさらに八万円に引き上げて、零細な土地所有者の負担の軽減をはかることとしたしました。

家屋及び償却資産に対する免税点につきまして、政府案においては改正が行なわれておりませんが、土地に対する免税点の引き上げに伴い、家屋につきましても、現行の三万円を五万円に引き上げ、償却資産につきましても、さらに、中小企業者、農林漁業者等の負担の軽減をはかるため、現行の十五万円を三十万円に引き上げることとしたしました。

その二は、上水道及び工業用水道事業に使用する電気につきましても、電気ガス税を非課税としたこととあります。すなわち、電気ガス税については、すでに現在、政策的な非課税措置が講ぜられていたものもあつたので、これらとの均衡とも関連し、また非課税措置を講ずることが、ひいては電気料金の引き下げを通じて、住民負担の軽減に帰することとなることを考慮して、上水道及び工業用水道事業に使用する電気を非課税とするものであります。

以上が、修正の趣旨及びその内容の概要であります。何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(林田正治君) それでは、これより質疑を行ないます。

○加瀬完君 ちょっと大臣が来るまで資料要求をしておきます。

細郷局長、ただいまの衆議院の修正趣旨の説明の中に、電気ガス税の引き下げによつて水道料金のコスト引き下げになるという意味のことが述べられておりますね。具体的に、そうすると水道料金のコストにどう響くかという何か資料は、自治省においては計算されておるでしょうか。おりましたらその資料をひとついただきたいと思います。

○政府委員(細郷道一君) 地方公営企業の例の白書といひますか、決算の収支がございまして、その収支の中の経費中の電力料金の割合というふうなものは出てまいりますから、それでよろしければ御提出いたします。

○加瀬完君 はい、けっこうです。

○委員長(林田正治君) これより質疑を行ないます。

質疑の方は、順次御発言をお願いします。

○鈴木壽君 地方税法の改正案そのものについてお尋ねする前に、一つ大臣にお尋ねしたいことがあります。これから若干時間をいただきます。

大臣、あれですか、四十一年三月七日——今日の七日ですね、固定資産税に基礎控除制度を採用することの問題というプリントが、自治省の税務局固定資産税課の名前の入つたので外部に相当出ておりますが、これは御承知でございますか。

○国務大臣(永山忠則君) 私は存じておりませんのでございすが、どうでしょう。

○鈴木壽君 局長はこれ御存じですか。これはそのものじゃありません。コピーとつたやつですけれども、いま申しました三月七日付で固定資産税に基礎控除制度を採用することの問題として、自治省税務局固定資産税課という名前が入つて、固定資産税に基礎控除制度を申請すべしという意見があるけれども、いろいろ問題があるのだと、賛成しかねる、こういう文書が外の地方団体なんかに出ておりますのですがね、御存じですか。

○政府委員(細郷道一君) ちょっとその文書は拝見いたしませんとあれですが、固定資産税の基礎控除の問題につきましては、私どもは内部でいろいろ検討をいたしたことはたくさんございしますが、私のほうで文書で地方団体に出したとか、あるいは

は通知をしたとかいうようなことはございませぬ。

○鈴木嘉孝 市長会、町村会、こういうところの東京の事務所ですね、事務所といいますが、そういうところでこういう文書があるのですね、これはどうなのか。そうしますと、いまの話からしますと、文書を出したことがないというのだから、こういうのがあるのですよ、現に。一体どうでしょうね。

○政府委員(細郷道一君) 基礎控除の問題、超過累進税率の問題、いろいろ固定資産税について御議論がございました。したがって、私どもも部内においていろいろ検討をいたしたわけでございます。そのための内部的な資料としてのメモのようなもの、私どもの中では何度かつくっておりますけれども、あくまでも内部におきます検討の資料でございます。外部には一切私のほうからは出しておりません。

○鈴木嘉孝 外部には一切出しておられないものがあるかと出ておられるのが、どうしたのでしょうか、これは。私大臣に、こういうふうに考えたのですが、大臣はじめ税務の方々は、今度の地方税法の改正で、固定資産税であらう措置をとるということにしたことに対して、衆議院の予算委員会等で問題になって、しかも単に予算委員会でのやりとりの間で問題が片づかないで、党と党との、三党間の話し合いになった問題ですが、その中で、新評価額を使って改正されようとする、ああいうふうなことにすると、非常に大きな負担を生ずるから、これをできるだけその負担を少なくするようにというふうな考え方から、基礎控除というものを考えたかどうかという意見が当時社会党のほうから出ておったことなんでしょうが、それに対して反対をしておられたね、自治省としては。ただ、しかし、そういう過程で社会党がそういうことを言い出しておられるのは、これはおかしいし、そういうふうにもし基礎控除制度というものを導入するというようなことになると思うので、しかも、一方、地方団体のほう

では、政府原案みたいなところでやってもいいという要望の強いところもあったのだし、そういうものとタイアップして、この修正にあたっ基礎控除の制度を導入しようとする、そういう考え方を粉砕するためにやったのではないかと、こう私に受け取ったわけなんです、そういうことじゃないのですか。

○政府委員(細郷道一君) 私のほうでは、先ほど申し上げましたように、いろいろな御意見も出ておりました。やはりわれわれ事務当局者といいたしましては、内部的にこれを検討しなければなりません。そのために資料として幾つかの資料をつくったことは事実でございます。あくまでも内部の検討資料でございます。それによって地方団体をどうしようというふうな考え方で行なうものではないでございます。したがって、いまお示しのようなものを、どういう内容のものであるか、あるいはどういう経緯を経たものであるか、あとで拝見させていただいて、場合によれば、またその経緯を明らかにさせていただきたいと思っております。

○占部秀男 閣下。細郷局長から鈴木さんの質問に対して、全然知らないのだ、そういうものは見たこともないというふうな、どうも少し白々しい言い方じゃないかと思うような答弁があったので、私もこれが自治省のほうで一応考えて出したのだというのなら、出したということだけで、内容について聞きたい点があると思ったのだけれども、そういうような答弁されると、ちょっとからんでいくだけだけれども、よく聞かなければならぬと思うのです。というのは、三月七日の日にこれが出されていて、ちょうどそのころは固定資産税の扱い方の問題で衆議院でもんでいた最中ですね。そこでこの行き先がいわゆる都道府県、市町村の地方団体の関係のところ配られていて、しかも自治省の税務局固定資産税課というちゃんと名前をつけたものが出ておるのです。しかも、これはここにプリントですけれども、はっきりとナンバーを打ってあるのです。ナンバー打って順に出したやつで、それをどうも局長が全然知ら

ない、固定資産税課で出した、全然知らぬというのじゃ、これは一種の怪文書ということになるわけだが、怪文書というの少し大げさかもしれないけれども、怪文書と同じものになってしまふ。出たのなら出したでいいんで、その内容の点についてはっきり伺いたいこともあるので、私はむしろもっとフェアに、そういうものを内部的な検討のためにつくって一、二出した覚えがあるなら一、二出した覚えがあるでいいんだから、これをやはりはっきり言ってもらいたいと思うのですがね、局長。

○政府委員(細郷道一君) 私のほうで内部でいろいろ検討するために何度かつくりました資料がございまして、それには私の記憶では、自治省固定資産税課などという表示をしたものは一回もございせん。内部だけの資料でございますので、そういう必要もございせんし、日付を入れたのもございせんし、そういう意味で、それに、わざわざ私どもがつくって外部に送ったりなんかしたということもございせんので、すなおにそのまますか。あなた御存じありませんか。どういいますか。

○説明員(森岡敏君) いま局長から御説明申し上げましたように、私ども部内でリコピーの資料をいろいろつくりまして、上司の方々に見ていただき、御相談をいろいろし、打ち合わせをいたしました。その資料しか私どもとしてはつくっておきません。いまお手元にお持ちしているような印刷物の形でつくったことは全然ありません。

○鈴木嘉孝 じゃ、そのものでなくて、さっきも言ったように、これはそれからのコピーなんです、全然知らない、ふしぎですね。地方団体の市長会、はっきり言いませんが、そういうところにあつたものをもらったのですか、コピーをとったのですか、どうもふしぎですね。これはまあいろいろあなた方が内部用として、部内の検討なり参考にするためにいろいろのものをあつくり

になることはあると思ひます。私はそれはそれなりにどう言うのでなくて、むしろそういうことは十分にあっていいと思ひますが、ただ、それが外部に出ている。その出ていることも、いわば外部に対して何ら必要はないことですね。たとえば市長会とか町村会だとかいうところへ、それも国会でのいろいろな動きなり問題になっている点、こういうものから基礎控除というものはどういふものかという点はあるにしても、それがいま国会において各党派の間で話し合いが行なわれている、そういう段階ですから、別段私は外部にどうのこうのということを、自治省が聞か

れた場合はともかく、文書でもって配付をして、こうなんだというふうなことを言う必要はないだろうと、こう思うのですがね。ですから、どうもこういうものがあるとするれば、端的に言ってしまうからぬじゃないかと私は思ったのですがね。国会の中で、もしわれわれ基礎控除制度の導入を主張しておる、それに対してわれわれはこういふふうな考えと、そのためにわれわれに出すとか、あるいは話をするとかいうことは、これは幾らあつてもいいと思うのです。それぞれ意見があると思ひますから。そうした外部からわれわれのところへ、政府原案のとおり、固定資産税の問題は、あれはあつて通してもらいたいという執拗な文書あるいは口頭でもってそれが来るわけですね、と、どうもこれはやっぱり一脈相通じておるものがあるのじゃないかというふうな思ひを感ずるを得ないのです。この点全然御存じないとは言ひませんが、どうも私は御存じないというだけで済まされたい感じがします。一体自治省でつくると、たとえば部内用の文書とかメモのようなものでも、検討したいいろいろな事柄の文書、外部団体へ簡単にそれは出ていくものですか、どうなんですか、これは。

○政府委員(細郷道一君) 一般的には私ども資料については注意をいたしておりますので、不必要なもの外へ出ていくということはないはずで

でございます。今回の場合、特に御存じのような事情もございましたし、私どもとしては、内部で十分この問題についての議論を重ねなければならぬというふうなことから、何らかの確かにつくったことは事実でございます。地方団体の側に対して、特にこれにけいというふうなことで通知を出したり、特にいま御指摘のような番号入りのようなものを出したり、そういうようなことは私のほうとしては一切今回いたしておりません。

○鈴木善君 大臣、私はこれは何かひっかかりをつけるようにとられるかもしれませんが、問題は、私はやはり大きな問題だと思ふんです、こういうことは、やはり行政の任に当たっている者の一つの態度、こういうものからいっても、私は問題があることだと思ふんです。ただし、全然覚えがない、こうおっしゃってありますから、しかし間違いないのが一体どうしてそういうふうに出てくるのか、そこら辺、私からすれば疑問にたえないところであり、ただ、こういう固定資産税等の問題についての内部でつくったもの、これはあると思ふますから、ひとつコピーでいいから一そろい、内部がつくったというものを参考のために出していただけませんか。それと私比較してみたいと思ふます。これから新しくつくるものじゃないですよ、かつてつくったもの、これに関するものをひとつ出していただきたいと思ふんです。

○政府委員(細郷道一君) 内部の資料でございますので、先生個人的にぜひ見せろということであれば、そういう意味においてお見せすることにやぶさかではございません。

○松澤兼人君 ちょっと関連。いま鈴木委員からいろいろお尋ねしているわけですが、相当たくさん出てくるわけですね。全然税務局としても固定資産税課としても御存じないという。しかし、この書類が一般に流布されているということは御存じなかったんですか。いつかそういうものが出ているということを、何かの機会にだれから尋

ねられたとか、あるいは見せられて、そんなものが流れているということをお知りになったことありますか。

○政府委員(細郷道一君) 先日もある人からそういうことをしたのでないかということ、ございました。そこで、それじゃどんなものが出てくるんでしようか、お見せをいただきたいと申し上げたのですが、そのときはそのままになりました。私も現物は拝見いたしておりました。

○松澤兼人君 重ねてですけれども、それは衆議院でこの修正の話ができた前ですか、あとですか。

○政府委員(細郷道一君) 修正の話の前です。いろいろ御相談願っている最中にそういうことがございました。自治省けしからぬじゃないか、実は私もそのときもおしかりを受けたのでございますが、いま申し上げたように、私どもとしても内部ではそういうものを確かにつくったのだけれども、それをわれわれは積極的に出すようなことはしてないし、もしかりにそういうようなことをする場合でも、番号をつけたような書類を出す場合に、課長なり局長の決裁なしで出すということは一応考えられないので、そういう意味のお答えをいたして御了解を得たような次第でございます。

○松澤兼人君 そうすると、先ほど鈴木委員から、文書を作成されたその文書の内容なり、あるいは題目なりというものを御出し願うということ、いま自治省のほうへお願いしたわけですから、その文書の中にこれと同じものがあることはあるのですか。

○政府委員(細郷道一君) いま御指摘の文書、実はどの文書をおっしゃられるのか、ちょっとわかりませんので、先ほど申し上げましたように、あとでも拝見させていただいてということをお申し上げたわけでございます。

○松澤兼人君 書類がいま鈴木委員からお手渡ししたわけですね。これと同じ内容のものが自治省のほうに、あるいは税務局のほうにあるとすれば、税務局自身がそれをお出しにならないにして

も、そういう自治省の基礎控除に対する考え方を、だれかがそれを利用して自分の立場をよくするために、一般の了解を得るために各方面に配った、こう考えられるわけですが、そうならなくとも、やはり自治省なり税務局なりに悪意がなくても、それを利用してということに對しては、やはり文書保管の責任とかということ、自治大臣なり、あるいはまたは税務局長なり、その責任を感じていただかなければならぬと思ふのですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(永山忠則君) 責任はもちろん自治大臣でございます。責任を感じていただくことは、誠に注意すべきであると考えております。しかし、私個人の意見といたしましては、部内は別として、この問題は、やはり地方自治団体から要望がございましたので、ここで法律案となったのでございまして、したがって、これが修正等

については、やはり地方自治団体の、あるいは国民の総意を聞いて対処することは必要であると考えております。したがって、部内は別でございますが、私は各地の意見を聞いて、いずれが是なりか、また自治団体の意見も聞いて、当然対処をしなければいかぬというように部下のほうにもよく意見を徴して、自民党内部の意見も聞き、町村会の意見も聞き、国民の一般の世論も聞いて、いずれが正しいかによつて、やはり政治的に取り引きの上においての修正ということは断じていけない、ほんとうの自治体のあり方として、これが必要なら大いに修正をやるべきであるというふうな見解を持つておるのでございまして、皆さん方の意見も十分聞き、そしてすべてが正しい話に合ひの結果正しいものであれば、原案にこだわらなければならない、こういう考え方で私としてはいけません。部内の書類の取り扱い、あるいは行動については、誠に、これを政治的に動員して、自分の案をどこまでもこれを推し進めようというふうな意図があつてやることは断じて許すべきではないというように考えておるのでござい

ます。私も部内を督励して、考え方はどうかということを絶えず話を聞いております。部内といたしましては、町村側の意見等も調整して、原案が正しいということを絶えず私に報告しているような次第でございますが、文書の取り扱い等につきまして、これが政治的に利用するとか、あるいは自分の非をどこまでも正当化するための行動を起こすための手段であるというふうなことになるように、誠に注意はいたすのでございますが、できる限り、広く国民の意見を聞いて成案を得て、得たる成案といえども不当があれば、これを是正するという態度で、国民の意思を反映した政治をすることを期待いたしているのでござい

ます。○松澤兼人君 ちょっと何か問題が変わつてきたようなことで、大臣そう聞き直るならば、われわれもちょっと文句を言いたるところです。たとえば定期制の問題にしましても、自治省の中ではいろいろ意見があつたけれども、大臣がおれが責任を負うからというふうなことで出す方針がきまつた。ところがいよいよよになつたらこれも出さな

ことになった。それから固定資産税の問題についても、これは大臣が当然責任を負わなければならぬ。もちろんそれは修正するということは、国会の権限ですから、修正されるということは、これはやむを得ないことかもしれませんが、しかし、その修正しようとするわれわれの意見というものは、約束が違うんじゃないか、三十九年、四十年、四十一年というものは、いままでのとおり継続してやるんだというのを、自民党といひますか、あるいは政府といひますか、急激な税制上の変革をもたらそうとするから、それでは約束が違うんじゃないかというので、われわれ修正というふうなふうな踏み切ったわけですね。これだつていま何か国民の総意とか、各方面の意見とか言ひますけれども、何かわれわれがやっていると

きりわからないけれども、これは修正を受けたんですから、これは大臣の責任でもある。責任をもってこの法案を通すということは、自治省の内部の統一された意見だろうと思うのです。しかし、それに無理があったからやはり修正を受けるという結果になったんだろうと思うのです。

私は大臣がはなはだ元氣がよくつて、大いにラッパを吹かれるということはけっこうですけれども、しかし、部外に、こういうわけのわからなない文書がやはり出るということだつて大臣の責任でしようし、あるいは先ほどの定年制の問題にしまつてあるいは固定資産税の問題にしても、相当にいわゆるマイナスと申しますか、大臣にとってはいろいろ困難を感じられた場面ということは出てきたわけなんですから、それを開き直つて、国民の總意がどうのこうのというふうに、この固定資産税に対する文章を説明をされるということは、われわれは全く意味がわからない。むしろいまの御答弁は返上したいというふうに考える。この点いかがですか。

○國務大臣(永山忠則君) お説のように、部内の取り扱いに對しては、嚴に注意をせなげいかぬというふうに考へておる次第でございます。それで、ただ、廣く意見を聞いてやるということは、これは必要であるということをお申し上げておるのです。

なお、定年制の問題につきましても、やはり皆さんのほうから、十分ひとつ公務員制度審議会の意見も聞いたかどうかという御意見等も参酌をいたして、意見を聞きながら対処しようと思うのでございまして、これらの点も広く意見を聞くという考えで、実はこだわっておりません。固定資産税の問題も、われわれは、やはり現段階におきましては、地方開発、ことに都市開発上必要だということで、町村長会、市長会の意見等も入れてやるということが適当であると考えたのでございまして、院の総意でいろいろこれに対しては検討しろということでございますので、院議は尊重するという態度で進めていくのが政治であると考えておるわけ

でございます。私はごだわりはいたしませんです。

○占部秀男君 闕連。大臣がいま言われたことは、
の中で、資料だから部内的にこれを建議する、こ
ういうふうに言われたのは、私もこれは了解する、こ
ういふ、問題はこういう書類が部内だけで云々
されたのならこの問題にはなっていないんです。
これが部外に出されたという点に、しかも地方団
体関係のほうへ出されたという点に問題があるわ
けなんです。それを大臣はあたかも外のほうの意
見を聞いてというようなことを言くと、これを出
したことが正しいようにわれわれには受け取れて
くるんです。だから、そのあとの何々というのは
要らないであって、部内の書類は部内の書類で建
議いたしますと言うだけで、私は何もきょうの御
答弁はそれでいいんであって、大臣に答弁を教へ
るほどまだ——大それた言い方かもしれません
が、何か大臣の言っていることは、結局部外へ出
されたこの書類についての問題をやっているとき
にそういう言い方をされると、われわれは、これ
を出したことが当然のように大臣は考えておるわ
けと、こういうふうに、受け取れるようになるわけ
なんですけれども、大臣、そういうふうにお考え
なんでしょうか。

○国務大臣(永山忠則君) この問題は、この問題で、都内の処理に関しては、誠にひとつ慎重なべきな点からぬということはお説のとおりでございます。しかし、本質的に、町村長側の意見を聞くようなときには、こういうわれわれは意見を持っているのだということを行い、また、向こうの意見も聞いて、そうして広く総合してやるということが必要でございいますから、これ自体の取り扱いについては別の問題でございいますが、しかし、部の人々が、町村会の人と意見交換する場合の材料としていろいろな話し合うということは、私は必要ではないかとむしろ考えているのでございます。これ自体の問題は、これはちょうど事案になった最中でもまあありますし、いろいろな政治的な折衝の途次でございいます。きわめて厳に慎しんで、政治的行動にわ

たっても圧力をかけるといふような行動になってはいけない、これは厳に注意をしなければならぬのじゃないかということを申し上げているわけでございます。

○鈴木壽君 大臣、あなたのいまおっしゃることを聞いていますと、出したことは当然だ、いいんだ、意見を聞くためにやったんだというふうに聞こえるんですよ。別だと言うけれども、実際はそういうふう聞こえる。これは大臣の考え方みたいな点から、やはり外へこれは出た文書なんじゃないですか。

○國務大臣(永山忠則君) それは全然出たものではないということ、局長も言っております。状態では、部内のほうの意見の際にどういふことをやったか存じませんが、私もこの問題に対してはどう考えているかということ、部内から意見を聞いておりまして、内部の検討をさしている。ような次第でございますので、この問題自体については、これは局長の言うとおりであると私は信じているのでございます。内部の関係は、すべては私の責任でございますので、今後におきましても十分ひとつその取り扱い等に対して厳に注意をいたしたいと考えるのでございます。

○鈴木憲君 これはお互い、一つの資料を出すとか、資料を求めるとか、何か見せてもらおうとか、何かもつとわかりやすく知らしてもらおうというようなことについては、やはり私はひとつお互いの秩序がなければいかぬと思うんですよ。率直に言って、私も財政課とかどこそことか行って、いろいろこういうのがないかと、こういうのはどうなっているのかと聞く場合に、これは部内だけのものだというふうに言われると、かりにそれをもらっても、あるいは写し取っても、これは使いたい方には十分注意して私はやっています。やはりそういうふうにお互い、これはいま私の立場のことを申し上げたのですが、部内で資料をつくるにしても、部内の検討用なり、あるいは大臣に對してこういうのはつきりした見解を示そうというつもりでつくっても、それはそれなりに、使いたい方

というものをよく注意しなければいかぬと思うんですね。それは私いま局長なり、大臣の言うことを信用することにしませう。あなた方實際そんなことを知っておらぬというから。しかし出て

おる。それからしますと、私はやはり今後のことについて、いま大臣がおっしゃったように、よほど注意をしてやってもらわないといけないと思うのであります。時が時ですからね。三月七日といえますと、衆議院で予算が通って、通るときにいいよいよ自民党、社会党、民社党の三党の間に修正をするという、地方行政委員会での問題をやるという、まあ大まかなところですが、そういう話し合いができて予算が通ったんですね。そのあとすぐですよ、七日といえますと。それでいいよ、具体的にどういうふうな修正をするのか、あるいはどういうふうな話し合いをして詰めていくのかという、そういう段階で、われわれのほうからは何といえますかね、基礎控除制というものをこれに導入しようという意見が強く出されておって、それに対して、これはその前からですけれども、自治省としては反対をしておって、そういうときですから、なおさらその文書を見た私はけしからんと思ったわけですね。非常にタイミングがいいです、文書を出したとすれば、まあ出さないと言うなら……。ですからそこら辺で、私は今後の問題としてやるしかないと思いますが、ひとつ自治大臣がおっしゃったように、十分気をつけてもらいたいと思います。

それから大臣ね、本筋から少し離れることになりますが、地方団体の強い要望だと、こういうことをしばしばいまおっしゃっておりますがね。地方団体が強い要望を出したのは、これはずっとあとなんですよ。初めから要望を出して、あなた方はそれによってこういう改正をすると、そういうふうに踏み切ったのじゃないですよ、これは。あなた方がこういうふうにやるんだということをやって、おおそうかということで、じゃ税収入がふえるし、それと都市開発のための財源にもなるんだというこで、いわば飛びついたようなかっこう

であつて、これは少しおかしいですよ。そんなことを、地方団体の強い要望によってわれわれはこゝう改正案をつくつたんだと、こゝういふふうな言い方をされるとすれば、これは私は事実と違つてゐると思う。これはひとつ取り消してもらひたい。

○国務大臣(永山忠則君) 大都市の都市開発に對しての財源確保を強く要望いたしておることは事實でございます。

○鈴木壽君 それとこの固定資産税のいまのやつは違ふのです。

○国務大臣(永山忠則君) したがいまして、その財源の確保の方途はいろいろございまして、けれども、特にこの農地は別といたしまして、宅地等に対しては、都市開発等に對して、これが財源確保をするのが地方自治体の要望にこたへるものであるといふように深くこころは信じて、また大阪へ参りましたときにおいても、この大都市関係の自主財源の強化といふようなことを絶えず要望を受けておられますので、その一環としてこれはぜひ必要であるといふように考えた次第でございます。

○鈴木壽君 大都市の再開発といふことも、おことばによれば、それに対しての財政需要が大きいものだから、その大都市の税財源の充実強化、それはもちろん前から要望しておつたことだし、われわれもまた言つておることなんです。ただ、それが今回のように、あなた方が原案をつくつた、ああいう形に固定資産税でもってやるといふことは直接結びついておらなかつたのですよ。それは一つの考え方としてもあるけれども、現に法律が三年間のああいふ一つの措置を講ずるといふことになつておつた。しかし、少なくとも去年の秋から予算編成にかけてのああいう段階では、市長会であれ、町村会であれ、固定資産税を、あなた方がつくつたような案でこれをやってくれと言つた者はだれもおられませんよ、だれかあなたのところに行った人ありますか。ただ、大都市の財政需要が非常に大きくなつておるから、これに對する大都市財政といふものを考へてくれと、自

立方策を考へてくれと、こゝういふことを言つたことはありますけれども、固定資産税のああいうふうな妙なやり方をやれといふようなことはだれも言つておりませんよ。あとでこゝういふ案だといふことをあなた方が示されて、そして各市町村で今度いろいろ、一月一日の告示ですか、縦覧ですか、そういうものから實際作業をやり始めてしまつた。ところがやり始めたが、どうも国会の雲行きがおかしいと、せつなくたくさん取れると思つておつたのに修正されては困るといふ、そういう声は起つてきましてけれども、あなたのおっしゃる通りに、今回あなた方が考へられた措置が、地方団体の強い要望だとか、あるいは国民の総意だとかいふようなことではないのです。これを、火をつけたのはあなたの方であつて、それをたびつたといふようなことなんです。あまり問題をこゝうすりかえてやらぬようにしてもらひたいと思ふのです。いかにもそうすると、われわれは国民の総意に反する、地方団体のそれに反したことを言つておるし、やつておるのだと、こゝういふようなもの、言ひ方ですわね、あなたの言ふのを聞いてみますと、これはあなたの理解のしかたが間違つておるのじゃないかと思ふから、私はやはり取り消してもらひたいと思ふ。大事な問題ですよ、これは。

○国務大臣(永山忠則君) 地方財政、ことに大都市を中心とする財源の強化の要望は熾烈なものがございまして、その一環としてこれを当然取り上げるべきと思ふのであります。これは都市財源確立の一番大きな安定した、しかも恒久財源でございまして。さらにまた地方税、住民税を減税する場合においては、やはりたばこの消費税の強化といふようなことも、都市財源の確保の道でございまして、その他、揮発油税の配分の傾斜補正を強化して、指定都市の財源を確保するといふような一連の政策として、当然これは考へるべきであると思ふのであります。したがいまして、地方のことに都市財源の強化といふことは、都市経営者

の非常な強く要望した一環であると私は信じておる次第でございます。

しかし私はそう信じ、自治省もそう信じておるのでございまして、十分これはさらに検討をすべきものでないかといふこの院議は尊重いたしまして、広くまた意見を取り入れて、まあことに衆議院で附帯決議になりました、いわゆる基礎控除引き上げ、免税点、その他諸種の問題に對して根本的に検討をしていかねばならぬといふ院議は尊重いたしまして、今後十分検討いたすつもりでございます。

○鈴木壽君 私はいまの文書の問題については一応これで終りにしておきます。

○占部秀男君 これは出されたことの経緯の問題は、いま鈴木先生から言われたので、一応ピリオドを打ちますが、このいま出された内容ですね、これはやはり自治省側の考へ方であると思ふのですが、それはどうですか。

○政府委員(細郷道一君) いまざつと見ましたのが、大自治省の考へてゐること全部は尽くしておりませんが、大自治省の考へてゐることではございまして、したがいまして、おそろくこの文書は、われわれの中で検討されたものが、あるいはだれかによつて渡されて、それが印刷されたものではなからうかといふふうなまゝ推察されるわけなんです。

○占部秀男君 そこで内容の点について私はこの際聞いておきたいのですが、というのは、今度の固定資産税の問題について衆議院で修正がされましてけれども、その修正には前提があつて、四十二年以降の問題については、先ほど大臣も言われたように、いろいろな基礎控除あるいは免税点、その他を含めて検討しよう、こゝういふことになつておるわけですね。たしか小委員会をつくるとか、つくらぬとかいふ話も出ておるわけですから、その点とこの内容とは相当関連を持てゐると思ひますので、二、三お聞きをしておきたいと思ふのですが、この自治省のこの考へ方による

と、何か物税であるがゆゑに固定資産税には基礎控除制度は設けてはならないといふような考へ方

を持つていて、この中にも、財産税にはきわめてなじみがたいものであると、こゝういふように一応自治省側としては断定しておると思ふのですけれども、一体どういふわけでそのなじまないのですか、その内容を私は聞いてみたい。

○政府委員(細郷道一君) 基礎控除といふものをどう考へるかといふのが、基本にあると思ひますが、現行税制のもとにおきましては、税制を大きく分けまして、人税と物税、人税の尤たるものは御承知のように所得課税でございます。地方税で申しますれば住民税のやうなものであります。その場合に、基礎控除といふものが、従来はその人についていふば最低の生活と申しますか、基本的な生活といふものを保障する一つの方法として基礎控除という制度が設けられております。一人の人について、あらゆる所得を全部寄せ集めまして、そうしてその人について、だれにでも所得のある人については基礎控除を認めていこう、こゝういふのが現行のたてまえになつておるのでござい

ます。現在、固定資産税は、御承知のように、財産価値の大小によりまして、その所有者に對して課税をする、外形的な標準をもつて課税をする、その人の担税力は、財産価値の大小によつてこれは判断をする、こゝういふ行き方をとつておるわけでございます。しかも、そのものの自体につきまして、市町村ごとに名寄せをしておるのであります。全國に名寄せをしておるわけではございまして、東京の人が鹿児島に土地を持つておられます、その人の分は鹿児島でのみ課税され、東京でその人に統一されて課税することはないのであります。

そういつた意味合いにおいて、現在の現行制度において、人税と物税といふふうに分けられておりますので、それぞれ税体系に沿つた考へ方といふことになつてまいりますと、基礎控除といふ考へは人税にはなじまないものでないか、こゝういふ資産税にはなじまないものではないか、こゝういふふに考へるのでございまして、固定資産税のそのものの自体の可否については、いろいろ議論のある

ところだと思ひます。しかし、その対象の範囲が広い狭いといったようなことは、各国いろいろ立法例を異にしておりまゝなけれども、少なくとも土地家屋を中心として、これに課税をしていくというこの固定資産税の体系は、ほとんどの国が古来とおとるところでございまして、その場合に、それはいろいろと課税標準の定め方等ございしますが、いまわれわれのとておりまゝのは、二十五年のシャウプ勧告による税制以来、ずっと現行税体系の中で、特に市町村税としては非常に主要な地位を占めてきておるわけでありまして、その課税標準は財産価値の大小による、これで見出しておるわけでございます。市町村税制は住民税と固定資産税と、二つ並んでともに市町村の経費を負担してもらつて、二本の柱であり、一方は所得に対して課税を求めていく、所得の多寡に応じて課税を求めていく、一方は財産の、その人の持つておる土地家屋、償却資産の価値の大小によってこれを求めていく、片一方は人税でありまゝ。所得課税のほうは、所得に課税をいたしておりますので、そのものが生活に密着をいたしておりますから、累進超過課税ということと、所得の大きいほど負担力が大いといひて超過累進課税をとております。固定資産税のほうは、財産価値の大小によってやっておりますので、外形的にこれをとらえておりますために、一・四％という非常に低い税率で、しかも比例的にこれをとておる、こういう体制をとておりますので、そういう税制上の考え方からいたしまして、基礎課税という考え方は、現行固定資産税にはなじまないものである、こういうふうに考えておるわけでございます。

○占部秀男君　そこで土地なら土地にもいろいろ土地があるわけですね。宅地もあれば農地もある。それから家屋なら家屋でもいろいろあるわけですね。工場もあれば住宅もある、いろいろあるわけですね。少なくともこの物税とはいひながら、個人の宅地あるいは住宅、こういうものは、これはもう生活に今日では密着した、いわば人間の住

居という問題で不可欠な問題になつておるわけですね。しかも日本の国が行き方が福祉国家を方向としておるといふ憲法のたてまえからいへば、これはもう今日の経済的な社会の流れからいへば、自宅——自家用の宅地あるいは自家用の家屋、こうしたものについては、単なる財産税的な考え方の範疇を越えるべき時代ではないかといふふうになつておるわけですが、そういう点について局長はどういうふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(細郷道一君)　固定資産税をどういふふうにお考えかという基本にからむ問題だらうと思ひます。現行固定資産税は、先ほど申し上げましたように、財産価値の大小に応じてその人の負担力を見出していく、高い値段の土地は高い負担力がある、低い値段の土地は低い負担力しかないというので、比例税率にしておるわけでありまゝ。その考え方は、基本的には、土地の値段といふものは、やはりその土地の収益力なり利用度といふものを背景にして土地の値段はつくられていく、したがつて、高い土地を使うものは、それなりの土地の値段に應じた利用なり収益をしていくべきものなんだ。逆に低いところは低いなりにしていくべきものなんだ、そういうふうな、狭い国土でもございまして、その土地といふものが、それぞれその所有者によつて利用されていくことが、社会的な一つの要請である、こういう基本的な考えに立つて、外形的に固定資産の価格で課税をいたしておるわけでありまゝ。したがつて、ひとしく財産課税とは申しませんけれども、かりにその土地をかうの借金して買った場合でも、その負債を引いてはおりません。あくまでもその所有した土地あるいは家屋の価値をそのまま課税標準に使うという仕組みをとておるのでございまして。したがつて、こういう仕組みのもとにおきましては、それが、その土地がどういふ用途に利用されているか、住宅に利用されているか、工場に利用されているか、店舗に利用されているか、そういうことによつて課税のしかたを變

えていくことが、いまの固定資産税としては許されないいき方になつておるわけでございます。それは価値の面においてのみそれに応じた利用のされ方を示していくべきものと、それがあつては住宅になることもありまゝし、あるいは、どうも住宅ではここでもつたないから、店舗にして商業用に使おうといふようなこともあると思ひますけれども、あくまでもその土地の用途を先にきめて、住宅用なら何、店舗用なら何といふような差を實はつけていないわけ、一定税率で全部財産価値に課税をしていく、こういう仕組みをとております。

いまおっしゃるような議論は確かにございまして。政府の税制調査会でも、自分用に持つておる住宅用の土地の人には何がしか控除してやるようなことは考えられなかつたかといふような御議論も出てまいりましたが、ただいま申し上げましたような理窟の上からいひましても、現行の固定資産税にそれを取り入れることは困難である。また、現実の課税事務の面からいへば、それはなかなかむづかしい。一月一日現在で土地が住宅用になつてゐるか、必ずしも土地を持つてゐる人が、自分でその上に家を建てておるわけではございせん。他人に貸して、他人が家を建ててゐることもあるし、その家がどういふ状態で利用されてゐるかといふようなことを、常に毎年一月一日現在でそれを把握していくことは、非常に課税上の困難もあるじやないか。理窟の上からいへば、実務の上から見ても、なかなかむづかしい問題なので、どうも固定資産税にそういう方法を取り入れることは現段階でむづかしいんだといふようなことで、今回の政府の税制調査会においては、その点については答申を出すことができずに終わつておるような次第でございまして。

○占部秀男君　現行の固定資産税の考え方について、いま細郷局長は述べられたわけですが、私はそのこと自体が固定したものではないと思ひます。すなわち、やはりその時代の動きによつて違つてくるし、特にいまあなたは、収益なり利用なりの程

度、いわゆる財産の価値の大小ということに基づいて収益なり利用なりの程度ということを考えてこれは課税しておるんだと、こういうふうに言われまゝですが、少なくとも生活上欠くべからざるところの範囲においては、これはもう収益の問題でなく、それは生活に密着した個人生活の利用の問題だけになつてくるんですね。現実問題として、外形的にそのまゝの形で財産があるからといって、しよつちゅう毎年売つておるわけじゃないんですから、売買するわけじゃない。自家用の宅地、自家用の家屋といふものは住まう根拠なんであつて、売買の対象ではないわけですね。そういうところに何かやはり売買を通じての価値、その価値を標準として、住居も店舗も、あるいは工場もといふように、そういうふうなすべてを一律に考えるところに問題点が私はあるんじゃないかと、この際そういう問題をもう吹切つべき時代ではないかといふふうにお考えなんですが、そういう点はいかがですか。——いままでの説明はわかつてまゝよ。これからの考え方について。

○政府委員(細郷道一君)　かりに住宅用の土地についてだけ何かの方法を考へるといふ場合でも、土地を持たない人についてはどういふ道を考へたらいひのか、住宅用の土地を軽くするねらいはどこにあるのかといふような問題から議論が起こされていかないと、なかなか議論がかみ合つていかないかと思ひます。しかし、まあそれは一応おくいたしまして、現行の固定資産税は、先ほど申し上げたやうなことで、土地家屋、償却資産の財産価値の大小によつて課税をする、それはその用途なり現実の収益といふものを課税標準の算定に取り入れていないといふやうなことから、非常に低い一・四％という税率で、比例税率で課税をするという仕組みをとてゐるのであります。いまおっしゃるやうな、住宅用のものについて何か見てやるというやうな場合に、これをまず税制の面だけで問題をとらえるのか、税制以外、広くいろんな施策を通じて問題をとらえていくのか、あるいは同じ税制の中でも、固定資産税だけでそう

いうことを考えていくのか、もつとほかの税制で考える余地はないのか、そういったようなことが、やはり住宅についての土地の減免をかりにする、あるいは軽減するといった場合のねらいの定め方によって、いろいろ施策の面が出てまいると思うのであります。したがいまして、お説のようなことにつきましては、やはり広い立場でこれを議論するなり、あるいは焦点をしぼって議論をするなりしてまいりませんと、なかなか適当な結論が得にくいのではなからうか、こう考えるわけがあります。

先ほど申しましたように、政府の税制調査会におきましては、現行の税体系のもとにおける固定資産税について、自用住宅、みずから持っている自分の住宅の宅地について、何らかの軽減措置はできないものであろうかということについて議論がございましたが、先ほど御披露したようなことで、それについては結論が出ずに見送りになっている、こういうような状況でございます。

○占部秀男君 この問題についてさらに深く入っていくと、これは議論になってしまいますから、きょうは地方税の改正案についてやる問題です。し、この問題はあとで、明年度のときの問題ですから、これ以上は私はきょうは入りませんけれども、ただ局長のほうで、現行固定資産税に対する考え方、それをただそのまま固執されて、固執というか、その限度において議論をされたのでは、明四十二年度以降の、この間の衆議院における附帯条件というのじゃない、話し合いの結果再検討をしようという問題が、もうそれは限度がきていくということになるので、これはお互いにそういう問題はつくり上げていかなければならぬ問題ですから、したがって、ひとつそう私の言うような点についても、うんとわれわれの言うようにならうように研究してもらいたいと思うのですよ。これはお願いしておきます。

○加瀬完君 閨連。占部委員の御質問に局長のお答えを伺っておりまして、たとえば五十坪なら五十坪、百坪なら百坪という土地の上に自分の家を

建てております者は、確かに固定資産ではございますけれども、流通上の資産価値というものはないわけですね。これを売買のあれの中に入れない限りは、売買の場に乘せない限りは、流通上の資産価値というものは出てこないわけですね。千坪も二千坪も持っており、自分の住んでいるところや百坪で、あとの残りを借地とし提供したり、あるいは売買に提供したりしております固定資産の所有者とは、おのずから違うわけですね。しかし、現行法ではそれは一律にしか扱われないわけですね。それは不合理ではないかという点が占

どの御説明で、基礎控除というものを物税に対して行なうのは、いままで行なわれておらなかったことなんだという、一つの何と申しましょうか、しきたり上の行なえない理由があげられたわけです。それから、固定資産税のようなものに累進課税を行なうのも、まあなじまないということでございましょうか、そういう意味の御説明もあった

わけですけれども、これは固定資産税というものだけからある程度の税源を求めているようにするならば、やはり固定資産税の増徴によりまして非常に支障を来たす側のものに對して、やはり控除の方法というのは当然考えられてこなければなりませんし、それから、より固定資産税を増徴しようと思うなら、ある程度いわゆる流通価値を持つてゐる固定資産をたくさん持つてゐる者に對しては、累進制というものも考えられていいことであると思うのですね、理屈の上では。今度の固定資産税でも、おっしゃるように都市財源確立ということでは大きな意味がございましょう。しかし、これによりまして都市生活上また支障も出てくるわけですね。そういうマイナスの面に對する配慮というものは十二分に私は行なわれておらななと思うのですよ。そういう意味で、占部委員御指摘の点は、十二分に私は研究に値する問題だと

○政府委員(細郷道一君) 土地に対する課税にあつて、どういう状態の場合にこれは課税をして

いくかということが、税制上ひとつ基本的な前提としてあると思うのです。たとえば、土地の所有という形態をとらえて課税をしていく、土地の売買取引というものを課税の対象にしていくのか、あるいは土地の利用の状態をとらえて課税していくのか、いろいろ考え方はあろうと思います。しかし、現在のわが国のとっております税体系のもとにおきましては、固定資産税については、土地の所有に対して、所有という事実に対して課税をしていく、その陰に、先ほど申し上げましたように、所有権というものは非常に強いものであるわ

けであります。同時にその価値に応じた利用をしていくべきものなんだということが、基本的にその考えがあるわけでございます。それで、土地の売買に、あるいは取引というものに対する課税につきましましては、一つには取引に対する不動産取得税といったような、流通の過程に課税をする行き方、また一つは、土地を売ってもらうけた者に対する譲渡所得に対する課税、こういったような

一つの仕組みに、いろんな姿での、いろんな状態のものに対する課税として一つの仕組みができておるわけでございます。したがって、土地が、普通の住宅地の人は売買ということがないから、そんなに課税しなきゃいけないのだと、あるいはやたらに税額を上げるべきではないのだ、こういう御議論もあるかと思いますが、そういうことで進んでまいりますと、それでは一体、土地は古くて買った場合には安い土地を買っているから、その安い土地の値段で課税しろ、最近買ったから高く買っているから高い値段で課税しろ、こういったような議論も出てまいりまして、その間に非常に負担にアンバランスがあるわけであります。実は今回の負担調整案をつくります過程におきまして、特に経済界から強く言われましたことは、工場の用地を、最初に土地を取得したとき、その取得価額、自分たちが台帳に計上しておるそ

の取得価額によって課税すべきで、その後まわりの上がったからといって、固定資産税負担がふえるのは困るのだと、こういう議論もございました。

が、そししますと、一方では、それは古い工場の場合にはそういうことが非常に強く主張され、また有利でもあるけれども、同種類の企業であつて新しいところに工場をつくつたときはそうはいかない。最近の土地の価額で資産台帳に計上しておる。それで課税をされるということになると不公平ではないか、こんなふうな議論も実は出ておつたのでございます。住宅につきましても、同じような問題はやはりあると思うのでございます。そこで、固定資産税は、御承知のように、それらを通じまして、時価に応じた値段で課税をしい

う考え方になつてきてゐるものでございます。その限りにおきましては、いろいろ御議論のございます点も、先ほど申し上げましたように、税調その他でも議論はございましたけれども、いまの固定資産税の性格その他から見て、そういうことを取り入れることは困難である、こういうことであつたわけでありませう。しかし、最初にも申し上げ

げましたように、税体系全体をどういうふうに住組み直すのか、あるいは住宅に対する施策を、何れも自分で家を持てない、借家に入っている人も通じてどういう施策をとったらいいのかといったような問題になってまいりますれば、またそれなりにものの考え方を整理していかなければならない。そういうふうを考えるのでございますが、少なくとも、現在の日本の税体系は、いま、先ほど来申し上げておるような仕組みになっておりますので、現在の固定資産税の問題の性格を変えることなく、いろいろおっしゃるようなことを取り入れることは、非常にむずかしいのではないかと、こういうふうに申し上げておきます。

○加瀬児君　評価は同じでも資産価値は違ってくる場合がございますね。いま御指摘のように、ここに百坪の土地があっても、それを自分のうちを建てて宅地用に使っておれば、評価はかりに同じ

であっても、資産価値は低いですよ。しかし、これを店舗に使う場合は資産価値は上がってきますね。さらに取引の対象に使う場合はまた違ってき

います。
本日は、これにて散会いたします。
午後三時五十九分散会

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月二十三日)

一、地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百五十一条中「土地にあつては二万円、

家屋にあつては三万円」を「土地又は家屋にあつてはそれぞれ三万円に、二万円、三万円」に改める。

第四百八十九条第二項に次の一号を加える。

八 さく酸(揮発油を原料とするものに限る)。

○委員長(林田正治君) 本案についての本日の審議はこの程度にいたします。

○委員長(林田正治君) 次に、参考人の出席要求についておはかりいたします。

地方税法の一部を改正する法律案の審査のため、明三月三十日、参考人の出席を求むることとし、その人選につきましては、委員長及び理事に御一任をお願いいたします。さよう決することにより御異議ございませんか。

【異議なしと認める者あり】

○委員長(林田正治君) 異議なしと認めます。さよう決定いたします。

次回は三月三十日、午前十時開会の予定でございます。

において直接冷蔵若しくは凍結に使用する電気に対しては、電気ガスを課税することができない。

附則

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十三条 新法第四百八十九条第七項から第九項まで○及び第十四項、昭和四十一年六月一日以後の分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分)から適用し、同年五月三十一日までの分(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分)については、なお従前の例による。

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、ボーリング競技料金に対する課税撤廃に関する請願(第二二〇五号)

一、住民のための地方公営企業確立に関する請願(第二三〇〇号)

第二二〇五号 昭和四十一年三月十一日受理
ボーリング競技料金に対する課税撤廃に関する請願
請願者 東京都港区赤坂青山北町四ノ二六
全日本ボーリング協会内 市村東
九郎外千四百五十名

紹介議員 日高 広為君
ボーリングの大家スポーツであることを考慮して、すみやかにボーリング競技料金に対する課税を撤廃されたい。

理由
ボーリングはもとに大衆的なスポーツとしてヨーロッパ及びアメリカに発達してきたものであるが、近年国際スポーツとしてその組織的活動が活発となり、オリンピック競技種目への参加も問題となつてゐる。わが国々においても最近これが全国的に普及し、愛好する競技者百数十万人に達するに至つた。ボーリングは今や全国大衆にかかわ

るものであり、国際的につながる問題でもある。

第二三〇〇号 昭和四十一年三月十七日受理
住民のための地方公営企業確立に関する請願(四通)

請願者 横浜市港北区篠原町四七八ノ一二
丸山茂明外千九百九十九名

紹介議員 岡 三郎君

地方公営企業の危機を打開し、真に住民のために役立つ地方公営企業を確立発展させるため、左記事項の実現を図られたい。

一、地方公営企業法の改正

(1) 独立採算制のしめつけで公共性の十分でないようにしている現行の第十七条を改正し、公共の福祉の増進のために必要な経費は、国及び自治体の一般会計で負担するを講ずること。

(2) 大衆負担によらずに自己資本を充実し、事業の運営と発展に必要な資金が確保できるよう、出資金の充実強化、永久公債の発行並びに長期低利の起債の発行とわくの拡大を図ること。

このため、第二十二条(企業債発行の自由)を死文化させている関係規定の排除と第二十三条規定(償還期限を定めぬ公債、いわゆる永久公債)を活用できるよう措置すること。

また、政府関係資金の投入を大幅に増加し、あわせて利子補給等の措置を講ずること。

二、累積赤字のたな上げとこのたな上げ期間中の利子の補給措置を講ずること。

三、水資源確保、都市高速道建設等に対して国の財源措置を行なうこと。このため特別立法措置を講ずること。

四、医療、水道、交通等の公共性維持のため、業務の民営や下請けを行なせないこと。

五、大衆輸送優先の交通政策の実施並びに路線免許権限等都市交通に対する調整の権限を当

該地方公共団体の長に付与する法的措置を講ずること。

理由

- 一、水道、交通、病院等地方自治体が経営する公営企業は、いま重大な経営危機に直面している。これは、地域住民の福祉を増進することと、いつさいの経費を自前でまかなうという、いわゆる独立採算制の二つを同時に求めているいまの法律に矛盾があるためである。
- 二、そのため地下鉄の建設も水資源の確保も思うようにできず、政府は、このような地方公営企業の経営赤字を料金値上げと企業合理化によつて解消しようとしている。
- 三、地域住民の負担を増加させることと、公営企業に働く労働者の労働条件の改悪だけで、この経営危機は打開できない。もつと抜本的な対策が必要である。

第十一号中正誤

ベシ 段 行 誤

二 一 から 終わり 試験

正

昭和四十一年四月七日印刷

昭和四十一年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局